

平成19年度中国地方知事会第1回知事会議議事録

- 1 日 時 平成19年5月21日(月)14:30~16:35
- 2 場 所 岡山全日空ホテル 19階スカイバンケット「宙」
- 3 出席者 平井伸治鳥取県知事
溝口善兵衛島根県知事
石井正弘岡山県知事
藤田雄山広島県知事
二井関成山口県知事
- 4 次 第 ・ 議事
 - (1) 平成18年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成19年度歳入歳出予算について
 - (2) 平成20年度提案書の編成について・ 報告事項
 - (1) 中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について
 - (2) 中国地方中山間地域振興協議会事業報告について
 - (3) 中国地方知事会広域連携検討会報告等について・ 意見交換

(事務局長)ただ今から平成19年度中国地方知事会第1回知事会議を開会いたします。
私はこの会議の進行役を務めさせていただきます。広島県政策企画部の小中でございます。どうぞよろしく願いいたします。まず開会にあたりまして会長であります藤田広島県知事がご挨拶を申し上げます。

(広島県知事)本日は皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。まず、平井鳥取県知事、溝口島根県知事におかれましては、先の統一地方選挙でご当選をなされ、新たに中国地方知事会にお迎えすることとなり、心から歓迎の意を表しますとともに、今後、中国地方のますますの発展に向けてご活躍をされますよう期待をしております。また、岡山県におかれましては、会議開催に向けて格別のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、第二期地方分権改革におきましては、昨年12月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき、4月に発足した政府の地方分権改革推進委員会が、既に5回開催されるなど、5月末には、「基本的な考え方」を、今年秋には、「中間報告」を取りまとめるべく、今後、3年以内に制定される新たな地方分権一括法に向けて本格的な検討が国において開始されたところであり、特に、7月の参議院選挙後には、再び地方交付税削減の圧力が強まってくるものと懸念

されることから、国と地方の抜本的な役割分担の見直しなどと併せて、地方が自主的、自立的な行財政運営が可能となる税財政制度の確立、とりわけ地方交付税の総額をいかに確保するかなど、戦略的な取り組みが必要であると考えております。一方道州制につきましても、安倍内閣で、初めて任命された道州制担当大臣の下に、道州制ビジョン懇談会等をおき、3年以内の道州制ビジョンの策定に向けて、鋭意、検討が進められております。また、自民党におきましても、道州制調査会において、来月中旬には、道州制調査会や自民党として、一定の取りまとめを行う予定と伺っております。本日は、中国地方が抱える緊急課題につきましても、活発なご論議をいただき、中国地方知事会としての緊急アピールを取りまとめたいと考えております。どうか、本日の会議が有意義なものとなりますよう、ご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして開催県知事でございます石井岡山県知事にご挨拶をいただきます。

(岡山県知事) 今年度第1回の中国地方知事会議を岡山県で開催をしていただきまして、誠にありがとうございます。岡山県にお越しいただきました皆様方を心からご歓迎申し上げます。それと同時に私の方からも、平井、溝口両知事のご当選につきましても、改めて心よりお喜びを申し上げます。今後、益々連携をいたしまして、中国地方の発展のために頑張ってもらいたい、このように思っているところでございます。先ほど、藤田会長さんのお話にございましたとおり、地方分権の動きは、大きな山場を迎えていると言っても過言ではないと思っております。地方分権改革推進委員会が、発足して審議がスタートしているわけでございます。先般、私も東京で、この間まで、岩手県知事をやっておられました増田委員からもお話を伺いする機会がございましたけれども、藤田会長のお話のように大変、議論は今、急ピッチで展開しております。基本的な考え方をまとめていく、その際に我々地方の考えをしっかりと反映していく、そして、この秋の中間報告、これは、大変重要な報告になるかと思っておりますが、ぜひ、我々地方が一丸となりまして、地方の声をぜひ反映してもらわなければいけません。ご覧の通り、第一期の改革は我々地方から見るとまさに、未完の改革であったと、このように言わざるを得ないわけでありまして、我々に地方の裁量性、主体性を高めるといふ、その部分の改革は、非常に我々としては、不満が残り、一方で地方交付税の大幅削減というこのことが、我々にとりまして、ずっしりと大きな課題として、我々に突きつけられた、これを今後、地方の声をしっかりと、中央の方に届けながら、あくまでもこの地方分権改革は、地方のための改革であって、地方が元気になってくる、地域が活性化していく、そのための改革であり、国の財政再建のための改革であってはならないと、このことを強く訴えていく必要があ

ろうかと、このように考えております。私も、道州制に関しましての、道州制ビジョン懇談会に出席をさせていただいて、我々、知事会としての道州制に関する基本的考え方を申し述べさせていただいているわけでございます。自由民主党の方でも、調査会で、大変議論が、それこそ、参議院選挙、これを念頭に置かれまして、急ピッチで議論が展開しております。今こそ、この道州制問題につきましても、渡辺大臣のお言葉を借りますと、地方分権改革の総仕上げであると、このようなことで、議論が進んでいくわけですが、我々、地方の声をしっかり届けていく、地方の声を反映したという形になって、議論が展開される、このことが、大変重要な課題かなと考えているものでございます。こういった、大変重要な地方分権に関します議論が展開してあるこの時期に、この岡山県におきまして、中国地方知事会を開催することができますことは何よりのことございまして、大変意義深いことであるということで、私も大変ありがたく思っているところでございます。この会議の盛り多い会議であるということ、皆様方に心から期待していただく次第でございます。それと同時に、岡山県は今、観光のデスティネーションキャンペーンを展開しております。4月、5月、6月ということで、多くの皆様をお迎えし、おもてなしの心でこのキャンペーンを成功させていこうということで、取り組んでおります。11月には、生涯学習フェスティバル、全国の生涯学習に関しますこのフェスティバルが岡山県で開催されるということでございます。どうか、一つこういった機会にまた皆様方には、ぜひとも岡山県にお越しいただきますようご案内をさせていただきます。開会にあたりまして、開催地を代表いたしまして、一言皆様にご挨拶を申し上げます。ありがとうございました。

(事務局長) ありがとうございました。それではこれからの議事につきましては、規約に基づきまして会長に主宰いただきますので、よろしく願いいたします。

(会長) それではこれからの会議の進行は私が務めさせていただきますのでご協力をよろしく願い申し上げます。座って失礼いたします。まず、議事に入ります前に鳥取県知事さん、島根県知事さんから、ご挨拶をいただきたいと思えます。まず、平井知事さんお願いいたします。

(鳥取県知事) 皆様、こんにちは、この度、4月の統一地方選挙におきまして、鳥取県知事選挙に当選いたしまして、鳥取県知事となりました平井と申します。どうか、よろしく願い申し上げます。皆様方には、かつて鳥取県で副知事をしておりました時にも、大変にお世話になりましたことを、この場を借りてお礼を申し上げたいと思えます。藤田会長、そして石井知事からもお話がございましたように、今、まさに私たちは地方分権、そして、道州制に向けて鋭意検討をしなければならない、たぶん今回は、

第一期改革の時のように、そろばんをはじいてみたら、帳尻が合わなかったということにならないように、しっかりとやらなければならないという重大な時期であるということを感じておられます。ぜひとも、私もこの中国知事会の一員として皆様と一緒にこの中国地方を盛り上げ、そして、本当の意味の地域間格差が解消される地域主権の時代が到来しますように、がんばりたいと存じますので、どうか皆様のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

(会長) 続きまして溝口知事さん、お願いをいたします。

(島根県知事) この度の県知事選で当選をいたしまして、4月30日から任期が始まりました。今日が4週間目でございます。この中国5県の知事会のメンバーになりまして、これから皆さんと共に、中国全体の発展、国の発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。この世の中大きな変化の時代だと私は感じております。大都市の発展、地方のやや遅れ、そういう格差の問題もございます。それから、地方分権も長い間、大きな懸案として進んできておりますけれど、いよいよ正念場を迎えていると感じているところでございます。皆さんと共に、地方自治の発展、地域社会の発展のために全力を上げたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。それでは議事に入ります。議事(1)「平成18年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成19年度歳入歳出予算について」でございます。これにつきましては、資料1の通りでございますが、今年度につきましては、中国経済連合会より共催依頼がありました道州制シンポジウムの開催経費負担金を新規に計上しておりますが、これを含め内容につきましては、既に4月12日の主管課長会議において、審議され了承が得られております。本日は、時間の都合もございますので、この際、詳細な説明は省略したいと思います。本案について、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なし)

(会長) それでは、原案のとおり決定をいたします。

(会長) 続いて議事(2)「平成20年度提案書の編成について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局長) お手元の資料2, 平成20年度中国地方知事会の提案書の編成について(案)をご覧ください。「1基本方針」にございますように, 提案書の内容につきましては, 第二期地方分権改革を真の実行あるものとするため, 国と地方の役割分担を根本的に見直すことにより, 国の関与を廃止・縮小し, 地方に権限と税財源を移譲することで, 歳入・歳出両面での地方の自由度を高める」という地方分権の考え方を基本としたいと考えております。「2提案内容」につきましては 地方の自主性・自立性を高めるために必要な制度の創設・改善や法令等の改正 本来, 国が政策的に推進する事業, 国が責任を持って実施すべき事業や, 国主導で推進すべき重要事業の促進, といった事項としております。「3編成日程」は, 本日の会議で編成方針を決定していただき, この後の知事さん方の意見交換における議論を踏まえまして, 提案書の原案を作成し, 7月中旬には, 各県知事さん方にご覧いただき, ご意見をうかがいながら取りまとめたいと考えております。なお, 資料3といたしまして, 昨年度の提案書をお配りしておりますので, 参考にご覧いただければと存じます。よろしく申し上げます。

(会長) ただ今の説明につきましてご意見等ございましたらご発言お願いいたします。特にないですか。

(異議なし)

(会長) それでは, 議事2提案書の編成につきましては, 原案の通りということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

(会長) ご異議ないようでございますので, そのように決定をさせていただきます。なお, 提案書の内容につきましては, 原案が出来次第, 各県の事務方から知事さん方へ個別にご説明いただきご意見をいただきながらまとめていきたいと思っておりますので, よろしくお願いを申し上げます。

(会長) 続きまして報告事項に入ります。まず, (1)の昨年度の提案事項に対する国の措置状況については, 資料4「中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について」として, 配布しております。本日は, 時間の都合により説明は省略させていただきますが, 何かご意見等はございますか。

(異議なし)

(会長)よろしゅうございますか。

(会長)それでは、続きまして(2)中国地方中山間地域振興協議会の事業報告につきまして、協議会事務局から報告をお願いします。

(協議会事務局)失礼致します。中国地方中山間地域振興協議会の事務局を務めております島根県の大国と申します。よろしくお願ひいたします。私どもの協議会では、本中国地方知事会でお認めいただきましたテーマにつきまして、5県の共同事業として研究を実施しております。平成18年からは、3年間、お手元に配布しております資料番号5の事業報告の最初のページに記載しております3つの研究課題について議論を深めているところでございます。本日は、昨年行いました研究結果の概要と、それを踏まえての本年度の事業展開についてご説明をさせていただきます。後ほどお気づきになった点、あるいは、ご示唆なりを頂戴できればというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(中山間地域研究センター)それでは、研究の事務局を担当しております中山間地域研究センターの藤山です。まず、研究の概要の方は、カラーのパンフレット、共同研究、共同事業、成果概要というところに収めてあります。そして、その中には、今日、今からお見せしますプレゼンテーションの印刷版がございます。それでは、昨年度の事業報告ならびに今年度の事業の計画を報告させていただきます。まず、昨年5月の知事会におきまして、ここにございますような研究課題の3本柱が承認されております。集落、あるいは土地の所有と管理、新産業の構築等につきまして、重点年度をこういう形で設定しながら、この3ヶ年でやっていくという研究の枠組みになっております。そして、展開手法につきましては、現在進行しております国土形成計画等に総合的対策を位置付ける、そして市町村を主体としたモデル開発を支援するといった方向がこの時に確認されております。さて、昨年度の研究事業開発ですが、3ヶ年を受けまして、3つの研究課題について集落のデータ調査、それから中国5県にわたる現地調査、それから中間まとめとして全国のシンポジウム、こういったことを上半期において行いました。そして、下半期におきましては、国土形成計画の中間とりまとめが発表されましたので、これに対して地域の実情を踏まえた提案、こういったことに各県分担で取り組みました。そして、1月には5県知事による連名提案、そして、3月にはお手元にあるような中間とりまとめといったところを行った次第です。実際には、こういった小規模、高齢化集落、あるいは、実際に消滅した集落等も含めて地域の実情をつぶさに調査させていただきました。こういったものを踏まえての成果でございます

が、まず、中国地方は全国の中山間地域に先行して、集落の小規模、高齢化が進んでいる実態が明らかになりました。中山間地域の市町村のだいたい7割に当たります1万3100の集落がこういったGISのマップ、コンピュータのマップに収められて、非常に多様な分析ができるようになっていきます。こういったことをやっている地方は他にございません。その結果として、現在14.5%が、高齢化率50%、20世帯を下回るような小規模、高齢化集落であることが明らかになっております。これは、現在、策定が進んでいます広域地方計画や、県や市町村の政策立案に活用していただいております。成果の二番目としましては、土地資源の所有の不在の空洞化でございます。これは、秋の知事会でもお見せしたのですが、島根県の益田市、匹見町においては、高齢化率50%を超えているところでございますが、その固定資産税の納税義務者、これは、実際的な所有者となるわけでございますが、例えば、一番下の山林等を見ていただきますと、赤いところ、これが現在、匹見町内に残っている方がお持ちの山林の面積でございます。すでに半分を割っているといった状況が明らかになっていきます。そして、こういった山林の過半のところは、全国の非常に広範な地域に散らばって、所有の確認のみならず、今後の活用が非常に懸念されるといった状況が明らかになっております。そして、固定資産税の税収は、免税措置がありますので、ほとんどないという状況でございます。実際に地域現場におきましては、これは谷境が、土地の境になっておりますが、向こう側の不在地主側が、管理を放棄している。そこから、境界を超えてやってきた竹を毎年退治されるといった、非常に厳しい状況になっていまして、抜本的な対策が制度の導入も含めて求められる次第でございます。続きまして、成果の3としましては、近年になく中山間地域のこのような課題に対する高まりが見られます。協議会事業といたしましても8月に全国シンポジウムを開催し、全国から210名が参集されました。そして、国土形成計画関係のシンポや国の懇談会等におきまして、以上述べました成果、研究成果を積極的に発表して参っております。こういったものは、マスコミでも取り上げられ、非常に論議が高まっているところでございます。成果の4としましては、こういったものが、国土形成計画の政策提案として5知事のご連名で、1月に提案されており、協議会としましてもそういった提案の検討につながる形で6つの重点政策事項を集約する形で年度後半共同研究、共同事業の取りまとめを行っております。さて、こういった昨年度の研究事業展開を踏まえまして、今年度でございますが、3つの柱につきましては、こういった重点事項を設定しまして、研究の展開を図ろうとしています。そして、共同事業としましては、新しい地域振興策として、注目されるツーリズムに関係した研究会を予定しております。テーマ別の重点につきましては、この集落に関するものは、かなり小規模、高齢化が進む実態が明らかになったわけですから、集落単位を超えた地域運営、こういったもののモデル実践を行っていくような計画としております。そして、実際に集落消滅も懸念される中、小規模、高齢化集落にいったい、こういったタイミングで、

どういった手法で取り組んだらいいか、こういう対応プログラムを策定すると、こういった内容も今年度考えております。続きまして、こういった不動産といえますか、空き家や農林地に関わるものですが、昨年度の実態を踏まえて、今年度は適正な所有管理、そして活用を促すような制度や組織のあり方といったものに踏み込んでいきたいと思っております。それと同時に、所有の管理の空洞化を防止するような土地の利用可能性等をきちっと検証していく、こういった棚卸し事業にも着手してモデル化を図るといったことを考えております。そして、土地、地域資源を活用した新産業の構築につきましては、特に産業連関と、縦割りでない産業連関と結節拠点といったものを地域に整備するような、こういうモデル構築を共同事業とも併せてやってまいり所存でございます。そして、今年度のこういった事業展開にあたりましては、昨年度と同じく中国5県の今年度展開予定の中山間地域対策、あるいは市町村におけるモデル展開、こういったものと各県ごとの分担、連携を図って中国地方の総合力でもって、こういった成果を抽出し、中国5県の広域地方計画等につなげていきたいと、こういったところに特に留意しまして、研究展開を図りたいとこういうふうに考えております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、何かご意見等ございましたらご発言をお願いします。どうぞ。

(島根県知事) 先ほどのご報告、ご覧いただいたとおりでございますが、中山間地域の問題、大変深刻な状況になっております。島根県だけでなく、中国5県、共通する課題でございます。そういう意味で、この一緒になって取り組んでいる、研究している非常に大事なことだと私どもも思っております。昨年度は、この中国地方の中山間地域振興協議会の事務局でございます島根県の中山間地域研究センターへ、各県からの職員の派遣をお願いいたしましたわけでございます。その結果、広島県におかれましては、今年度から2年間の期間で1名の職員の方の派遣を決定していただき大変感謝をしているところでございます。各県、いろいろなご事情もございますけれども、この問題の重要性を鑑み、何とぞ、共同研究の重要性、必要性についてご理解をいただき、派遣について引き続きご検討をいただければ幸いです。以上、島根県からの要望でございますが、私どもの方では、このセンターの方には、70人ぐらいの職員が働いております。この問題だけでなく林業の関係の研究所なんかもあるわけですが、中山間地域の問題だけでも5~6人の職員が研究を毎日しているわけですが、そういう事情でございますので、一緒になってやっていければと思っております。

(鳥取県知事) 今、溝口知事の方から、島根県の方で人を70人寄せて、大変素晴らしい

研究をしていただいていると、私どもも1人派遣させていただいておりますけれど、そして、今の研究成果に関連して、ちょっとお訊ねというか、したいのは、家の所有関係、特に空き家が問題になっているという問題意識があるようでございました。今度は、平成19年度からは、所有と管理の問題に入っていこうと、先ほど、宅地ということで整理をされていましたが、家屋についてどういう状況にあると分析しておられるのか教えていただければと思います。

(中山間地域振興協議会)お答えします。家屋についても実際には、活用法が従来の枠組みでは進んでいない実情が明らかになっております。これもどんどん不在化が進みまして、関係者の調整が困難であると、ただ間にいろいろなNPOや行政等を含むような中間組織でこういった活用が進んでいるような例が見られますので、今年度につきましては、こういった活用の組織づくりも含めて、検討にあたりたいというふうに考えております。

(鳥取県知事) だいたい、同じような状況だというようなお話だと思います。ちょうど、私も、思うのですが、私どもでいうと、日南町というところがありまして、ちょうど岡山県と広島県と島根県との境の本当に中山間にあるあたりでございます。そちらにまいますと家屋の空き家が非常に多くございます。不在家主がけっこうおられると、たぶん、まわりは全部同じような状況だと思います。それが、一昨年度の雪害で倒壊をしたり、かなり家が傷んだりして、非常に危険な状況のところがたくさん増えている、それは、この町に限らず、だいたい、中山間に入っていただきますと各県も同じような状況ではないかと思えます。最近では、治安上の問題だとか、景観的に見ても、せっかく遊びにきても幽霊屋敷のような感じになってしまっているところがあったりして、この問題にやはり取り組まなければならない、中国地方の非常に典型的な問題かなと思えました。今の研究報告もそのへんを鋭くついておられたかなと思って感銘深く聞いた次第でございます。これから、制度のこととか、組織のことについて、平成19年度で研究をされるということでもありますけれど、おそらく法律関係を一つ整理しなければいけないと思うのです。不在の家主がいて、結局そこには、だれも民法上は手をつけられない、ただ、それがまわりに対して危険を及ぼすとか、景観上の問題がある、そういう意味で、そういう私権を制限するといえますか、そこまで踏み込むようなかなり思い切った法制度がないとこういう問題は、本当は処理できないのではないかと思うのです。非常にやっかいな法律的な問題も潜んでいると思いますので、いずれは共同してモデル条例みたいなものをつくってみる、あるいは、市町村ごとでもいいのかもしれませんが、圏域内の市町村で適応できるようなモデル条例、あるいは県として5県で、共同で提案するようなモデル条例のようなものも考えてもいいのかもしれませんが、そうした、かなり法的に突っ込んだ検討をぜひ、して

いただければなというような気持ちでございまして、一つ、ご考慮いただければと思います。

(中山間地域振興協議会) ぜひ、ご期待に沿うような形で取り組みたいと思います。

(山口県知事) 山口県も中山間地域が大変多いわけですが、そういう中で中山間地域対策の振興というのがなければ、美しい国づくりはないというふうに考えるべきだと思っています。先ほど、ご報告がありましたように、いろいろな継続的な研究等も重ねられて国の方等にも要望されていますけれども、ただ、この4月に発表されました国土形成計画の素案の中で、中山間地域の性格とか役割等の記述はなされておまして、一定の前進はあると思いますけれど、やはり総合的な中山間地域対策が推進されるという見込みであるとは、まだ言えない状況はあると思うのです。したがって、今、ご承知のように中山間地域対策というのは、各省庁ばらばらで縦割りでやっているということもありますから、やはりこの国土形成計画の中で、この中山間地域対策をはっきりときちとした形で打ち出してもらいたいというふうに願っています。したがって、中山間地域の役割や定義の明確化とか、省庁横断的な各種施策の一体的な運用などというものを、これまでの研究成果も踏まえて、国の方にこれからも引き続いて要望をしていく必要があると考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(岡山県知事) 岡山県の方もいわゆる限界的集落の数値が非常に高いものがあるということとございまして、今の事態は厳しい事態に直面していると認識している次第でございます。基本的考え方は二井知事とまったく同感でございまして、この全国の国土形成計画を策定するこういう中で、国から見ても非常に大事な課題なんだということをぜひ、認識をしてもらって、そして、各省庁がばらばらでなくて、統一的な方針の下に一丸となって取り組んでいく、もちろん、地域がこれからも輝きを取り戻すためにも、それぞれの地域が独自の自ら自立に向かったの取り組みをする必要があろうかと思いますが、現実にはやはり、都市部と地方のいわゆる格差という問題は、現実にあります。特にまたこの後で議論されます交付税等の問題とか、いろいろなことが大変厳しい状態で財政的にも推移しておりますので、やはり、これこそ、国の方が責任を持って、しっかり支援をしていくと、こういう取り組みを忘れてもらっては、中山間地域の振興策というのは成り立たないと思うのです。ですからぜひ、国土形成計画の中にしっかりとした位置付けをされますように、我々、中国地方知事会としても、これだけの大きな問題があるということが、せつかくこれだけの研究が進んでいるわけでございますから、ぜひ、それを力を入れて取り組んでいきたいと思ひますし、そして、できますれば、それぞれの地域でがんばっている良い例、自立に向かつて、例えば都市の住民と交流しながら、非常に元気を取り戻しているとか、あるいは、特産品が開発されて、これによって元気になったとか、このようないわゆる成功事例もどん

どん，これから積み上げて紹介をしていくとかいうことで，これからの中山間地域の振興策というものをやはり，我々としても，それを参考にしながら，方向性を打ち出していくということも大切なと思いますので，こういった研究も引き続きやっていただければというふうに思っております。

(会長) そうしますと，島根県のセンターを中心に研究を重ねながら，各県の主管課長会議等で今後，どういう動きをするか探りながら，過疎法の延長，あるいは国土形成計画法，これらについてどう反映させるのか，協議を続けながら方向を見出すということで，よろしゅうございますか。

(異議なし)

(会長) それでは，そのように取り計らわせていただきます。続きまして(3)中国地方知事会広域連携検討会の検討状況につきまして，事務局から報告をお願いします。

(事務局長) お手元の資料6，中国地方知事会広域連携検討会検討状況によりまして，ご報告申し上げます。まず，最初の「1広域自治体のあり方に関する調査研究」につきましては，昨年度，担当部局長による検討会議を重ね，中国地方における合併後の基礎自治体の状況などを踏まえながら，今後の国と地方の役割分担などについて，主な論点項目を整理いたしました。今年度も引き続き国と地方の役割分担について議論を深め，分野ごとに国の所掌事務に関する具体の仕分けを行いながら，あるべき姿について一定の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。なお，事務局といたしましては，検討会議で一定の取りまとめを行ったものを知事会議の場でご議論いただき，改めて中国地方知事会としての意見集約を図ってまいりたいと考えております。本日は，後ほど，これまでの議論の概要をご説明させていただきますので，今後，検討を進めていくべき論点や取りまとめの方向などについて，ご協議をいただきまして，今後の検討会議の議論に反映させてまいりたいと考えております。2ページを開きください。8項目の検討状況及び今後の取組みについてご説明いたします。公設試験研究機関における役割分担については，試験研究機関における試験機器や施設の相互利用に関する協定に基づいて，機器や施設の相互利用をいったところでございます。今年度も引き続き，共同研究の推進や，関係機関との連携などについて，取組みを進めてまいりたいと考えております。県立大学の連携につきましては，各県立大学の公立大学法人化の準備にあわせまして，附属機関の設置状況などを把握するとともに，地域連携事業などの情報交換を行ったところでございます。今年度は，公立大学法人化後の事業の実施方針の把握や具体的な連携について検討することとしております。3ページをお願いします。情報通信システムの共同化につきましては，平成18年

8月に各県の担当課長による検討会を開催し、情報の共有や意見交換を実施しました。今年度についても各県の状況などについて情報交換や意見交換を行い、検討を進めてまいります。DV対策の連携につきましては、中国5県のDV担当課長や、婦人相談所長会議を開催し、DV被害者に対する迅速かつ、広域的な支援体制を整備するために必要な協議や情報交換を実施したところでございます。今年度も継続して情報交換や連携を図ることとしております。4ページをお願いいたします。広域リサイクルの推進につきましては、昨年度から新たに広域連携検討のテーマとして追加されたものですが、担当課長会議などにおいて、各自治体の情報システムの状況を把握するとともに、広域リサイクルのための広域的な情報収集の促進に向けて協議を行いました。今年度につきましても継続して情報交換や連携を図ることとしております。の地方税のあり方検討につきましては、中国5県における国や県が所有する固定資産を課税対象とした場合の固定資産税の試算額を各県が協力して算定し、昨年年第2回知事会議において報告を行ったところでございます。今年度についても、国や地方が所有する財産に対する固定資産税のあり方について、引き続き検討することとしております。5ページをお願いします。子育て応援パスポート事業の広域事業展開につきましては、昨年度から新たに広域連携検討のテーマとして追加されたものです。今年の2月に担当者会議を開催し、各県の状況について情報交換を行いました。今年度についても、効果的な連携のあり方について引き続き検討していくこととしております。広域地方計画の策定検討につきましては、昨年度から新たに広域連携検討のテーマとして追加されたものでございます。昨年12月に中国5県の国土形成計画担当課長などで構成します、広域地方計画策定検討会議を設置し、検討会議を2回開催しました。今年度についても、引き続き中国圏プレ広域地方計画協議会や運営会議の開催時期など合わせて、5県による検討会議を開催することとしております。以上でございます。

(会長)引き続きまして、「広域自治体のあり方に関する検討会議」でのこれまでの議論の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長)恐れ入りますが、お手元の資料7、分権型社会における国と地方のあり方について(案)をご覧ください。これまでの議論を整理してまとめておりますので、これによりご説明させていただきます。まず、左側の枠でございますが、「目指すべき分権型社会の姿」を住民参画のもとで多様なニーズに適切に対応できる個性と活力にあふれる地域社会としてまとめております。また、これを実現するために、国、広域自治体、基礎自治体のあるべき姿をまとめております。次に、中ほどの枠に国と地方の果たすべき役割をまとめております。国の役割といたしましては、国民生活におけるナショナルミニマムの部分を保障しつつ内政の大半は地方に委ね、国家の存立と国際

社会への貢献に役割を重点化していくこととしております。また、地方の役割といたしましては、それぞれの地域において、地域の実情に即した最適水準を確立しながら、国家の発展に貢献していくことといたしております。その際、広域自治体は圏域全体にわたる公共サービスを担うものとしております。基礎自治体は、住民に最も身近な行政主体として、地域に密着した行政サービスを総合的に担うこととし、個々の基礎自治体で担うことが困難な場合でも、広域連合などの活用によって、極力自己完結的な対応を基本に置くことが望ましいとの整理をいたしております。以上を踏まえ、国と地方を通じた行政システムの抜本的な見直しについて、右側の枠に課題と見直しの方向をまとめております。課題は大きく3つに整理しており、国家行政の再構築、地方における行政体制の再構築、国と地方を通じた税財政制度の再構築として、国と地方のそれぞれの行政体制や双方を通じた税財政制度の見直し方向についてまとめております。まず、国家行政の再構築についてでございますが、国の役割を踏まえ、行政分野ごとに各省の所掌事務を検証した上で、国が担う事務を限定し、地方支分部局の廃止縮小なども含めた組織の再編なども検討していく必要があると考えております。そのため、昨年度は国の組織と所掌事務に関する現状の調査を行っており、その概要を別冊の資料7-1と7-2にまとめております。また、お配りしております冊子【国家行政機関の行政機構等に関する現状基礎調査報告書】にも各省ごとの詳細な資料をまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、今年度はこの調査結果をもとに各省の所掌事務について分野ごとに基本的な考え方を整理し、今後、国が実施すべき事務を限定化しながら、組織のあり方等についても議論を深めてまいりたいと考えております。次に、地方における行政体制の再構築でございますが、基礎自治体については、合併後の状況を踏まえると共に、将来の道州制を展望し、住民サービスの主体としてさらなる能力の強化に努めていく必要があると考えています。また、広域自治体につきましては、県の境界を越える広域需要の増大に応えるべく、その守備範囲の拡大や道州制の導入を視野に入れた広域連携の強化に努めていく必要があると考えています。最後に、国と地方を通じた税財政制度の再構築につきましては、国と地方の役割分担を踏まえ、適切な税体系を再構築していく必要がございます。また、自治体間における水平的な財政調整の仕組みなど、新たな財政調整制度のあり方についても、検討していく必要があると考えています。さらに、納税者の利便性や事務の効率化などを考慮した、効率的な徴税システムについても議論を深めてまいりたいと考えております。以上が、現在までの検討状況でございます。なお、2枚目につきましては、参考として、現状における国の行政事務を分野別に分けて、その所管省庁と主な事務、さらには法令などによる義務付けがある事務などを国の関与の度合いにしたがって簡単にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。今後、この方向に沿ってさらに5県で議論を深め、国と地方のあり方について意見集約をしながら一定の取りまとめを行っていきたいと考えております。説明は、

以上でございます。

(会長)ただ今の説明につきまして、今後検討を進めていくべき論点や取りまとめの方向等につきまして、ご意見がございましたらお願いします。溝口知事さん。

(島根県知事)最初の広域行政の方は、格別ございませんが、分権社会における国と地方のあり方の関係でございますが、最近のいろいろなメディアの関心、人々の関心に表れておりますけれど、地方間の格差の問題、あるいは分権が進み、税財源が地方に移譲されていく過程で、地域間で大きな影響の違いが出てくるわけでございまして、これからの国と地方のあり方を検討する際は、やはり、地方間でどういう影響が出るかということ、具体的にしっかり抑えて進みませんと、大都市圏に税収が非常に膨らむと、あるいは、結局補助金と交付税でもって、財政力に関係なく一定の行政側の保障がされてきたわけでございまして、補助金、交付税が減っていくことになりまして、それが地方税に移行しますと、その仕組みが新たな仕組みで補完されていかなければならないわけでございまして、そろそろ地方間、地方自治体間の財政調整の役割がこのままでいいのか。最近では、地方税に移行する時に、偏在性の少ない税に移行していくことが大事だという議論がございまして、私の見るところ、それだけではなかなか対応できない。さらにその先の話として、地方共有税というようなことで、そういう調整をしてはどうかということがありますが、共有税に至るまでには、それは相当の時間がかかるわけでございまして、この今の我々が取り組んでいる国から地方への事務の移行、それに伴う財源の再検討といったことを検討する際に、地方間の財政調整をどう進めるか、私の考えるところでは、当面、地方税と交付税を併せた一般財源でどういう影響が出るかということをしかり、抑えてやらないと困ることが起こるわけです。先般の全国の知事会でもございましたけれど、三位一体改革の時は、3兆円程度の移転ですから、ある意味で地方全体のために、国から権限移譲を求めるためにみんな協力しあったという経緯があったという説明が、何人かの知事さんからもございましたが、これから本格的に進むためには、その問題を議論せずにすむわけにはいきません。その問題につきましては、やはり大都市部の税収の多いところとそうでないところの利害の違いが出てくるわけです。中国5県の中でもその程度は違いますが、全国の中で言えばやはり地方区にあたるわけでございまして、そういう意味で中国5県が、あるいは利害も一致するわけでございまして、地方団体間の財政調整がどうあったらうまくいくのか、そういう視点を大事にしながら検討していくことが大事ではないかと思っておりますので、ちょっとコメントをいたした次第でございます。

(会長)石井知事さん、どうぞ。

(岡山県知事) 大変重要な観点からご議論を溝口知事からいただいていると思うのですが、一つは、この資料7のこの国と地方のあり方の考え、これは、いわゆる広域的自治体としての、次の道州制の議論が今展開しております、この道州制になった場合にもどのような国と地方のあり方になるのかといったことを第一義的に想定しながら議論を展開しているわけですが、一方で今のお話のようにそれより前にあったと言いますか、総仕上げとしての道州制、これももちろん大事なのですが、それより前に今現在進めております第二期の地方分権改革において、この国税と地方税を5対5に持っていき、当面、それまでを目標としながら国と地方の役割分担を考え直していこうという大幅な権限、事務の移譲ということも、我々がこれから要求していくわけでありますけれど、一つはそういう第二期の改革に向けての国と地方の役割分担をどう考えていくのか、これが今後、分権改革推進委員会で方向性が出てくる、それを睨みながら、これを道州制について、さらに大胆に国の形を変えろという観点から国と地方の役割がどう分担されるべきだという議論が展開されていくべきだと思いますので、この議論は非常に大事な議論で、これからはしっかりやっていかなければいけません、要は第二期分権改革における国と地方の役割分担の見直しがそれにやや先行して議論が進んでいくと思われまますから、それと歩調を合わせながら、また、大胆な道州制になった場合はこうだという、こういうあり方論をぜひ展開をしていただきたいと思っております。その際に、どうしても一番大事なのは、今、ご指摘の国と地方の、また地方と地方の間における税財源の配分の問題、財政調整の問題、これは、避けて通ることのできない一番大きな課題でありまして、今のような国と地方、さらには地方間における大きな税収力の格差というものが出てきているわけございまして、こういった中で、どのような税財政制度にしたらいのかということ、また地方分権の改革の中での、5対5にしていくための議論と、それから道州制においたらどうだというのと、両方あるかと思っておりますので、これらを同時に議論展開するのはなかなか難しいのですが、あえてこの広域自治体としての道州制の議論は、非常にこれからも3年後を目途ということで、議論が大きく展開してまいりますから、このことを我々としては、しっかりと議論をまとめて、特に我々、中国地方が意見が比較的、大都市部の県がないという意味においては、取り組みやすいかなと思っておりますので、ぜひ、統一的な見解を打ち出していきたくらい願っております。

(会長) 平井知事さんどうぞ。

(鳥取県知事) 私も同じような話を含めて3点、大きく申し上げたいと思います。一つは、今、溝口知事、石井知事の方から問題提起がありました国と地方のあり方についての検討方向です。その点について、申し上げれば、問題意識はお二人と共通するのですが、もう少しはっきり申し上げれば、国と地方を通じた税財政制度の再構築という資

料7の右下のところにあるところで、ここで、ぜひ、地方間というか、税源が今、偏在しているという現実を踏まえて、どういうふうに都道府県間、あるいは地方団体間で、税源配分を再調整するような仕組みを考えるかということ、ここに一つ入れてもいいのかなというような気がいたします。現実問題として、今この検討をする片方で、地方分権の第二期の検討が進んでまいりますので、それと私どもは、歩調を合わせるといふか、それに対して睨みを効かせる意味で、中国地方の立場を考える観点からここに入れるべきだと思います。個人的には、やはり、地方法人課税の2税、住民税と事業税の偏在があまりにも目立つわけでございますので、これをどうするかというのは、おそらく避けて通れない課題だと思います。ここにこの間のように消費税の議論を絡めてもいいと思いますが、ある程度具体的にどうせ、研究としてやるのであれば、そこらも視野に入れてやった方が、私は現実的であり、戦略的であるというふうに思います。もう一つ、石井知事の方から、ご提起がございました道州制に絡んだ研究と申しますか、検討という観点から申し上げれば、私は、道州制が本当の意味で地域のためになるかどうかのポイントは、国の方の各省庁が解体できるかどうかにかかっていると思うのです。国の方で、防衛とか外交、あるいは国全体を通じた統一的な制度を立案する、そこまでは国の仕事であって、後、内政的なことは地方がやるのですというのは、共通の理解のように思えるのですが、それを本当に額面どおりに実現しようと思えば、中央省庁がだいたい姿を消さなければならない、それが、各道州の方に、新しい組織として割り付けられて、新しいデモクラシーの仕組みをそこに乗せるということではなければ意味がないのだと思います。もし、そうでなければ、道州制の議論というのは、単なる市町村合併と同じ都道府県合併の世界に留まってしまいうわけでありまして、これは有害であって、無益であるというように思う次第でございますので、ここでは、地方分権の第二期を考えて、本府省、及び外局の統廃合という言い方になっていますが、もし、道州制であれば、基本的には、一部省庁を除いて、その中央省庁は廃止をするというぐらいの迫力で、その言質をとっておかなければならないのではないかと思います。これは、もちろん、3年間かけて道州制の議論はするということでございますので、今、ここにどうこうということではないかも知れませんが、いずれは、その言質が取れるかどうか、本当に中国地方知事会として、道州制に踏み込めるかどうかのぎりぎりのところがそこにあるのではないかと考えておりますので、この際、意見を申し上げておこうかと思います。後は小さなところでございますが、もう一つの中国地方知事会の広域連携検討会の検討状況に関連してですが、2ページ目のところの県立大学の関係として、広島県さんの方からご提案があった件があります。ずっと、これは県立大学を法人化していこうということで、意見交換をしようということ。大賛成でありますし、ぜひ進めていただければと思います。鳥取県の場合は、第3セクターで大学を元々つくっています。鳥取環境大学という大学でございますが、既に法人化しているようなものでございます。その経験上、

共同して検討できるかどうか、事務局の方でも考えていただければなと思いますのは、やはり法人として県を離れますと学生がきちんと集まるかどうかには経営の基盤がかかってまいります。ですから、実際に生徒さんの状況をみますと中国一円の地域から、入学してくるという傾向はやはりあるわけございまして、お互いの県立大学も似たようなところがあるのだと思います。ですから、そうした募集等を共同で5県でできるかどうか、そうした生徒に対するアプローチのところそうした研究の中に含めていただいて、その是非はこれから判断するにしても、そうした検討にも視野を広げていただければなというふうに思います。それから第3点は、これと同じ広域化の中の5ページ目のところでございまして、これは単なる報告でございます。子育て応援パスポート事業につきましては、鳥取県としては、私はこの6月の県議会に、この制度化を提案しようと思っています。その際に、例えば山陰両県の島根県さんと、だいぶん商圈がオーバーラップするところがありますので、相互乗り入れの仕組みのようなことも、ぜひとそれに盛り込めないかということで、今、提案を準備中であると、もう少し進んでいますよという報告をさせていただきたいと思います。以上です。

(会長) とりあえず、その県立大学の連携については、別の議論といたしまして、各自治体間の財源調整の話、それから分権型社会による国と地方のあり方から、道州制の移行に関連してのお話等ございました。そういった中で、二井知事さん何かございませうでしょうか。

(山口県知事) 私は、第二期地方分権改革の方を道州制よりも、まずは優先すべきだという考え方に立っています。その第二期地方分権改革の中で、まずは国と地方の役割をどうするのか、そこをしっかりと議論した上で第二期分権改革に取り組み、その延長線上で道州制の方も考えるべきではないかと、国の方は道州制のビジョンを3年以内にとっていますけれど、そこであまり国が言っているからといって、国のペースにはまってしまうとどうも道州制ありきの国のペースにはまった道州制になってしまうのではないかというような気がしているわけです。したがって、この報告書もさらに細かく詰めてくことも大事かも知れませんが、ある程度の方向性が出れば、さっきから話がありますように第二期分権改革の最後は、税財政関係をどう再構築するかということが、最後のポイントになりますから、そのへんをやはり、ここでしっかり議論をする方向でいくべきではないか。今、まとめる方向がこれからどの程度、さらに細かくやられていけるのかというのは、ちょっとわからないところがありますが、税財政制度の方をどうしたらいいのかという方向で、先ほどから意見がありますが、まとめていくという方向を一つ考えるべきではないか、今までの成果も当然あるわけですから、このへんの成果をしっかりと、先ほどから話がありますように国の方も、い

ろいろな地方分権に向けての動きがありますから、それでこの成果をうまく活かしていくということを考えていけばいいのではないかというふうに思っています。

(会長) 二井知事さんのご発言にございましたように、やはり我々は国税と都道府県税と市町村税のあり方、あるいは、先週の知事会等でも多少の寛容さが必要なのではないかというお話が出ましたが、確かに、都道府県税の場合に法人税の占める割合が非常に高い、結果として、例えば、対ドル、対ユーロに対して、円が安かったがゆえにトヨタ自動車は2兆円からの収益を出した。それらの税金が一部地域に流れてしまっているというお話があるわけです。ただ、これが、それでは、1ドル120円ではなくて、1ドル100円とか、1ドル90円になれば、あるいは1ユーロ、170円ではなくて、これが140円になれば、2兆円はどこかに飛んでしまう。全部為替差損で無くなってしまうという現実も一方ではあろうかと思えます。ですから、この場合、分権改革のあり方と、国、あるいは広域自治体、基礎自治体の税財政制度のあり方と、その補完制度のあり方というのは、かなり学問的といいたいまいしょうか、財務省の得意な分野で、すぐに我々は言いくるめられてしまうのですが、そういった観点からも検討していかなければいけないし、そういったことを横睨みにしながら、目の前の現実として起きつつある第二期分権改革、これに向かった議論もし、さらには遠くには道州制を視野に捉えつつ議論をしていかなければいけないという状況にあるのではないかというふうに思っております。そういった意味で、そういったものを捉えながら、この調査研究につきましては、ただ今いただきましたようなご意見も踏まえまして、今後の意見集約に向けて、引き続き担当部局長を中心に議論を進めていきたいと考えておりますけれど、いかがでしょうか。

(岡山県知事) それでけっこうなのですが、ただ、今一言気になったのは、遠くにある道州制の議論ということではないと思うのですよ。といいますのが、道州制ビジョン懇談会で議論がもう出ているのですが、堺屋太一委員から提案されているのは、大胆な税財政制度の抜本的な、地方が地方共有税とか、あるいは地方間で水平調整を、国ではなくて、地方間同士で話をするような、そういう権能まで地方自身が持つべきだとか、極めて大胆な、道州制ならではのご提案も出るようになってきておりますので、これもやはりそんなに遠くないと、確かに先に分権改革の第二期の方の税財政制度、これは特に今、地方の偏在性の問題が出てきておりますから、これを先に議論すべきだというのは、これはもちろん私も賛成でございますけれど、道州制の方もそんなに遠くないということなので、元々、これは道州制、広域自治体を考えながらスタートした部長会議でございますから、そこはぜひ念頭に置かれて、しっかり議論を、分権改革を睨みながらも、道州制の議論はなるべくはやく議論を進めていただければ、そして、これを地方の声として国の方に意見として述べていくという、こういうスタン

スも大切ななと思います。

(島根県知事) 私も、言っていることは同じなのですが、第1次分権改革は終わったと、その反省が一つあるわけですね。その反省は、やはり必ずしも地方全体に望ましい結果を与えたかどうかというところをよく見ないと駄目です。第二期が始まるわけでありますから、第二期を本格的にやらなければいけないわけです。もっと、国から地方への権限の移譲があるわけです。そうすると税財源の国からの移転、これは非常にシェアレスな問題になるわけです。その問題は、やり方によっては、地方間に大きな格差をもたらすようなことになる。したがって、私が申し上げたのは、地方税だけでなく、一般財源である交付税を含めて、一般財源にどういう影響が及ぶかということをよく念頭に置きながら、この問題を考えなければいけない、たぶん私の見るところ、偏在性の少ない税と国税を入れ替えるというのも一つやるべき案ですけども、それだけでは収まらない可能性の方が高いと、そうすると、交付税を含めて一般財源はどうするかという議論が大事なので、そこをちゃんと抑えて第二期の分権改革を考えていかないといけないというのが、私の最初の論点であり、それから、問題としては、第二期の地方分権というのは、これはもう差し迫った話でありますから、これは一生懸命にやらなければいけないと、さらに石井知事がおっしゃったように、道州制の問題もそう遠くはない問題であるわけですから、その両方をやらなければならない、今出ています報告は、その先の方の話でございますから、これから続く第二期分権をどうするかということについては、また別のフォーラムといたしますか、この5県の中でつくってやるべきことなのだろうという気がいたしますので、この報告の議論を超える話ではございますので、今後、我々の間でよく考えていくということでもいいんじゃないかと思えます。報告は報告としておまとめになるということだけでけっこうだと思います。

(鳥取県知事) 私も報告を報告としてまとめることはいいという溝口知事のご発言と同趣旨ではございますが、せっかく今、第二次分権改革の議論をかなり、騒ぎとして大きくなっていると、こうした現実において中国知事会として、報告を出すのであれば、当然第二次分権改革の議論を念頭において、地域間における一般財源の配分をどうするか、特にその税源偏在の大きな税目について、その調整が必要だというメッセージぐらいは報告の中に入れておく必要があるのではないかと、そういう意味で、たぶん溝口知事と申し上げたことは一緒だと思います。そうした意味でのご配慮を取りまとめにあたってはいただければと思います。後、もし、その道州制まで踏み込むのであれば、中央省庁の解体という言葉遣いの方が、かえって適切かなというように思えます。ありがとうございました。

(山口県知事) 道州制については、先の話だから、どうでもいいという意味ではなくて、当然、今、国の方が議論をしているわけですから、国のペースにはまらないように常に警戒をしながら、我々は我々としての道州制の議論を内部的に詰めて、言うべきことは言っていくという姿勢でないといけないということですから、並行的にはやっていかないといけないと思うのです。今回の報告書がどういう趣旨で始まったかということまで、十分に理解をしないままに言いましたのであれですが、これは道州制の議論を展開するために、この報告書を研究されているということであれば、それを前提にしながら、さらに詰めるべきことがあったら、詰めていっていただければいいのではないかと。当然、これを踏まえて道州制の意見もまた言うということになっていくわけでしょうから、それはそれとして、まとめていっていただければいいのではないかと思います。この中に、どの程度、税財政制度の再構築をどの程度入れるかという、これについては、今、平井知事が言われたぐらいであれば、この中に入れられてもいいのではないかと、ただ、地方分権改革の本格的な議論をするということになれば、もっとそれを掘り下げて、別に溝口知事が言われましたが、もっと別の形でしていくというのが、必要ではないかというふうに私は思いました。

(岡山県知事) この資料7は、これはあくまでも道州制を念頭に置いて、広域的な自治体の国との関係とかを議論しようということで、スタートしたものかなと私は認識しております、そういう意味においては、この議論として、表現が、今の平井知事ではないけれど、ちょっと迫力がないんですね。中央省庁の解体再編ということを、我々知事会の道州制に関する考え方では求めておりますが、ちょっと、ここはニュアンスが落ちているし、例えば、国の役割のところを見ても、内政の大半、真ん中の上ですが、内政の大半は地域の自主性に委ねる、大半はと言うと、大半はの解釈が、だいぶ幅があるし、最後に国の方は国家存立と国際社会への貢献に役割を重点化、重点化というのかなりこれも幅が出てくるのですよね。限定するぐらいの感じでやはり我々は打ち出すべきではないかと、私も思うのですが、今の中央省庁の解体再編の表現も少し弱いし、ちょっと、そういうスタンスが、特に税財政制度の右下については、これはまったく新しい税制度をつくるんだというぐらいの気概で議論しませんと、道州制の場合はぜんぜん違うと思いますよね。そこがちょっと物足りない表現になっているので、議論がそちらの方で、我々が心配な、あるいは懸念するというところで、そういう議論になっていると思うのですが、これは、そういうことで道州制で議論しながらも、これは別途喫緊の課題であります第二期改革に向けての役割の分担、あるいは税財政制度のいろいろな問題が今、浮上しています。これは、非常に議論が加速化されていると思うのですよね。こちらの方は、もっと急いで、これとは別に会議を開催されるなど、部課長会議などをやって、早急に我々のスタンスをまとめていくということも、これはこの秋ごろを目途に出てきますので、次の我々中国地方知事会の際に

議論ができるような、そういう材料を用意してもらうぐらいの、そういうスピード感で取り組んでいくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)事務局、今の各県知事さんのご意見を踏まえて、事務的な連絡を十分調整して、その各知事さんにもお話をあげながら、まとめていくことはできますか。

(事務局長)それは、もう今延長線の話ですから、それはもうデータの的には、かなり知事会も含めまして、議論していますので、そこは可能だろうと思います。ちょっとまた部局長会議等を開かせていただきまして、早急に今日のご議論を踏まえまして、早急に整理したいと思います。

(島根県知事)議題からは、ちょっとずれる議論になっているわけですがけれども、今、この第二期分権改革が始まって、税財源をいったいどうするのか、どういう仕組みを考えていったらいいのか、地方税と国税を1対1にする時に、どういう補完措置が必要なのかというのは、分権改革を考える時に、そこがないとこの前の知事会でも、ある人が言っていましたが、絵に描いた餅のようなことになるわけでありまして、そのためには、やはり実態をちゃんとおさえて、どういう影響が出るのかというのがないと、議論が、し難いところがあるわけです。しかも、この問題は大都市圏とそうでない県との間で大きな利害の違いがあるところですから、しっかりした研究の上にやっけないといけない、そういう意味じゃあ、はやくやった方が、私はいいと思いますね。この議論は、後の議題のところでも石井知事からもございましたけれど、どういう段取りでやっていくのか、それを議論させていただくとありがたいと思います。今は、報告の話ですから、これ以上、踏み込むのはやめませけれども。

(岡山県知事)私も実は、後でやろうと思ったのですが、緊急アピールとして、今、たぶん、議題上、載ってくると思いますが、そこで第二次分権改革の議論を一つ整理しておくのがいいと思います。その記述をどこまで具体的にするか、また、それと同時に、我々の間で地方の一般財源について考える事務方の委員会のようなものをこしらえてみて、溝口知事がおっしゃるような調査も共同でやる必要があるのかなというように思います。

(会長)平井知事さんがおっしゃった、3セクの大学というのは、授業料はどれぐらいに設定してあるのでしょうか。

(鳥取県知事)授業料は、もちろん、割り算のような形でございますが、今、授業料を払ってもらえば、自転すると、教員の給与なり、運営費が自転するというようなことで、

計算して始めております。国立よりちょっと高いぐらいかな、そんなもんだと思います。

(会長) そうしますと県立大学とほぼ同じで、県外から来られる方は、ちょっと高めというあたりを勘案すれば、授業料はほとんど横並びということでしょうか。ちょっとそれは、検討項目の中で検討してみてください。やはり、地方の私立大学がまず授業料の面から苦しくなって、公立とか、授業料の大差がないところは、それでもまだ生き残っていける可能性があるのだらうと思いますので、ご提案の趣旨を踏まえながらご検討させていただければと思っております。それでは、各県知事さん方のご意見を踏まえて、緊急アピールの議論とは切り離して、報告は報告ということで今後は、さらに詳細に議論を詰めていただきたいと思います。

それでは、その他の広域連携検討会の検討状況につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。

もう一回、先ほどの資料6に戻るのでしょうか。私の方から1点申し上げてもよろしいでしょうか。岡山県さんのご提案で3ページの「情報通信システムの共同化」というのがあるのですが、これまで、5県で様々な検討を行ってきました。本県なのですが、昨年度から民間の専門家をCIOとして採用しまして、ここのシステム単位でのコストの抑制、あるいは県の情報システム全体の統一的なダウンサイジングとか適正化、あるいは、複数のシステムに共通する機能を統合した共通基盤システムをつくって、総務事務処理などは、すべてそれにやらせてはどうか。あるいは、調達のガイドラインの整備などを行いました結果、去年、そういった点検を行いました結果として、平成19年度、本年ですけれど、経費として約6億5千万円、来年度は概ね10億円程度の経費の節減ができるというふうに期待をされています。そこで、そのこれまでも各県におかれましては、情報システムの効率化の取り組みなど行っておいでになれるかと思えますけれども、システムの更新の時に共通化するというのではなくて、システムのダウンサイジング化とか規模の適正化とか、数ありすぎるシステムの統合とか、そういったものも各県で連携して情報提供をしながら、そういったコストの縮減を図ることができないかというふうに考えておりますし、仮に処理の共通基盤システム、これは各県、様々な需要が違いますので、たちまち共同とはいかないと思えますけれども、そういったものができれば、非常に効率よくコンピューターシステムの運用ができるというふうに思っております。そこで、将来的な情報システムの共同化、あるいは統合が実現できるように、そういった取り組み、まずは効率化、そういったことから始まって共有化を図るような取り組みをしてはどうかと思うのでありますけれども、いかがでしょうか。大元は、石井知事さんのご提案でございました。

(岡山県知事) 今までも情報通信システムの共同化につきまして、様々な情報交換等を中国5県で行ってきたということでございます。私どもは鳥取県さんとも、岡山情報ハイウェーを接続させていただきまして、そういった体制を充実させてきたわけですが、こうした中で今、各県共同で情報システムを全体最適化を取り組みとして進めるということ、このことは確かに経費の大幅削減、業務の効率化、いろいろなことで大変有効な方法であろうと私も考えております。ただ、一方で、今藤田知事さんがご指摘の通り、これらを進めていくということになりますと、それぞれの県においてシステムが異なっておりますし、前提となる制度も違う、組織体制も違う、あるいはシステムの更新時期等もそれぞれまちまちであるといった現実の様々な問題とか課題とかもあると思うのですね。しかし、ご趣旨は非常に私も賛同するものでありますので、まさにこの現状に対する情報交換をこれからしっかり5県で行って、共通性とか相違点をまず整理をして議論を進めていくということから始めるのがよいのではないかと考えております。

(会長) はい、どうぞ。

(山口県知事) 私も今、石井知事が言われたことと同じことなのですが、今、先ほど藤田会長さんから話がありましたように、山口県においてもかなり情報化関係の予算が増えて、あるいは更新の時にかなり増えるというようなこともありましたものですから、いかにIT投資の経費を削減していくのか、あるいは中長期的に見た時に、情報関係投資を最適化できるのかどうか、ITアドバイザーも置きまして、いろいろな助言をいただきながらかなり改善を山口県としてもやってきております。しかし、県の中ではそういう取り組みができていても、今、石井知事が言いましたように、システムがかなり違っている、あるいは設置の年度が違っているとか、いろいろなことがありますから、やはり事務的にもう一度、お互いに協議をしながらどういう分野からだったら共通にできるのか、そのへんは、これから具体的に協議をしていったらどうだろうか。それぞれの県で事情が違うでしょうから協議をお互いにしていくということについては、賛成ですので、お互いにこれから進めてもらえればと思います。

(鳥取県知事) 私も今の両県の知事さんと同じ意見です。付け加えれば、できれば具体的な議論を、総論はみんな賛成だと思いますので、各論として例えば自動車の運行管理システムとか、例えばそういうところだったらお互いに一緒にできるかなということを5県で、あるいは2県で3県で可能な範囲でまずはやってみるということをやった方が、効率的で具体的な検討になるのではないかと思います。

(島根県知事) 私も基本的に賛成でございます。システムを同じにするという、共通化す

るというのは大変難しいことだということを民間の合併などで、我々は見ているわけであります。いったん入りますと、違う組織でそこを一体化するということは並大抵のことではないわけであります。そういう意味におきまして、はやい時期からどういう問題があるのか、やはり専門的な検討が必要なので、そういう技術的なところを含めましてやっていくことが大事なのではないかと思っております。だいたい、そんなことでございます。

(会長) それでは、こういった点についてより情報交換を密にしながら、共同研究をするということでもよろしゅうございますね。そうしますと、他に広域連携事業について、取り組むべきこと等についてご意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長) それではただ今のご意見も踏まえまして、その他の広域連携については、引き続き検討を進めていくことといたしたいと存じます。予定しておりました議事、報告事項につきましては、以上でございます。続きまして意見交換に入ります。今回の知事会議にあたりましては、各県に共通する緊急課題などに関して、国等への提案書を取りまとめることについて、事前にご提案いただいております。本日は、これらの緊急アピールについて意見交換を行い、可能な限りとりまとめを行いたいと存じますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。それでは、まず広島県から提案しております第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保について、あらかじめ事務局から文案について配布させていただいておりますので、この内容について私の方から、概要をご説明申し上げます。第二期地方分権改革推進に向けた取組みについては、全国知事会議や政府の地方分権改革推進委員会などの場において議論が行われておりますが、まずは、本日、ここにお集まりの関係者全てが、地方分権改革の重点課題、とりわけ、第二期分権改革及び地方税財源充実の柱である 1、新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し、2、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化、3、地方税財源の充実強化、4、地方交付税の総額確保の実現に向けて、一体となって取り組む必要があると考えております。加速しております現在の動向を勘案しますと、早急に国と地方の抜本的な役割分担の見直しなど、その論点、課題等を整理して、地方六団体とも連携した上で、国・政府に対して意見していく必要がございますが、現状では全国知事会においても意見のばらつきがございます。こうした状態では、政府に意見を発信するタイミングを逸し、国のはやい動きに遅れをとってしまうことが懸念される上、今後中央省庁の厳しい抵抗が予想される中、地方分権の理念に沿った第二期地方分権改革を実現することは極めて困難であるといわざるを得ないと考えております。第二期地方分権改革の推進のためには、まずは中国地方知事会として、その地方分権改革推進の基本理念の共有を図ることが重要であり、その上で一丸となって取り

組む必要があるのではないかというふうに考えております。先ほども一部ご意見がございましたけれども、以上のような趣旨をお含みいただきまして、ご意見等をうかがいたいと存じます。

(岡山県知事) 意見はいいのですか。

(会長) はい、どうぞ。

(岡山県知事) 2枚目の税財源のお話が先ほど来出ております問題が、非常にこれから大切かなと思っております。とりわけ、我々地方から見ると4番目の交付税の総額確保ですね。これが、今は、参議院選挙のこともあってあまり外には出ていないのですが、おそらく、これが終わると交付税削減に向けた財務省を中心にした大きな動きが年末に向かって出てくると思うのです。しかし、もうこれ以上、交付税の削減ということになりますと三位一体改革ということが、特に市町村長を含めまして基礎自治体の方には、我々県もそうですが、大きな打撃になっているわけでありまして、総額確保はもう本当に一丸となって、とりわけ市町村長、議会の議員の皆さん、議長さんをはじめ、しっかりと我々地方六団体が地方から大きな声を上げて守っていかないといけないということ、これが大変重要な課題となってこようかと思えます。それから、もう1点、その上の先ほどからお話が出ております地方税財源の充実強化のところなのですが、この際、ふるさと納税の問題というのについて、我々も議論すべきだと思うのですが、私自身は、ふるさと納税の問題につきましては、大変共感を持って受け止めさせていただいています。と申しますのも、我々地方で一生懸命、18歳まで教育にしる、医療にしる、福祉にしる、いろいろなことでお金をつぎ込んで、育成してきた素晴らしい貴重な人材が、大都会に出て行って納税していただくことを期待する段階で地方に納税していただくべきその時期になくなってしまっていて、そしてまた言うては何ですが、またそこでサラリーマンが終わって、第二の人生という時にふるさとに帰ってくると、こういうことになるとまた高齢者としての対策、非常にまた税金が必要になってくる、非常に今の税制というのは、そういった点に大きな矛盾点というのを我々地方側としては、感じざるを得ない、その中で今回のふるさと納税という提案は、非常に地方のことをよく知っておられる総務大臣が提案されたということで、我々地方側としてもこれをしっかりと受け止めさせていただきまして、これを何らかの形で実現できますように、しっかりとこの議論に参加して応援していきたいと思っております。もちろん、この問題はいろいろあろうと思えます。税の実情の問題とか、あるいは、地方税の理念にどうのこうのという議論が出ています。こういったことを指摘することは、たやすいのですが、しかし、提案されておりますのが、現行の制度に問題があるのではないかということで、これを何らかの形で是正していかねばいけないという、こういうことで我々としてはしっかりと受け止めながら、特に今後、

同時に議論が出ております寄付金控除の問題ですね。これも大変、我々地方にとっては、いい提案だと思っておりますから、こういった議論、ぜひどんどん今回の骨太の方針、あるいは、年末の税制改正に向けて、我々地方の思いを受け止めてもらう、ふるさとを大切にしていきたいというこの思いを受け止めるような、そういう税制の改正ということで議論が進みますことを願っております。なお、この議論があるからといって、ここに書いている国から基幹税である消費税などにより、国から地方への税源を移譲することと、これは記述してありますから、この一番大事なこの点を忘れることなく、これが一番本筋であるということは、忘れることなくこれからも地方としてしっかり声を上げていかなければならないと考えております。

(会長) そうしますと

(岡山県知事) 提案としては、私はこれで、「ふるさと納税」に皆さんの議論がまとめれば、何らかの付記をしてもいいかと思うのですが、そういった面で今提案させていただきました。

(会長) あと、その「ふるさと納税」を入れるか入れないかということと、中国地方知事会だけでなく、中国地方の六団体すべてで取りまとめるというご趣旨でしょうか。

(岡山県知事) それは、そこまでは申し上げておりません。

(会長) 知事会なら知事会で、

(岡山県知事) 一緒に連動して行動すべきではないかという、年末に向けてですね。

(鳥取県知事) すみません。先ほどちょっと予告していたあれですけども、まず今の石井知事の意見に私は個人的には賛成です。ふるさと納税については、やはり地方側の配慮をしての議論の展開だと思いますので、メッセージとして書いておくという論があれば、私はそれには賛成です。ただ、その場合、なお書きなのだと思います。なお、ふるさと納税制度については、具体的な仕組みを検討した上で、適切な導入をすることというぐらいをなお書きで、さらっといれるぐらいかなというように思います。それから、あと、こだわるものではありませんが、全体の議論をみてご考慮いただけるならということで、あえて問題提起をさせていただければ、先ほど来、溝口知事がおっしゃっている観点をここに今の段階で、どう盛り込むかということだと思うのです。一つは、3番の地方税財源の充実強化の中で、基幹税である消費税などで、国から地

方へ移譲することとなって、ここで切っただけですが、今、私どもの方で主張している5対5というその数字をここに書いておく方が、私はベターかなという気がいたします。税源を移譲し、国と地方が5対5となるようにすることということを言った上で、第2段落目の最初あたりで、その際というより、我々の不安感をもう少しきちんと表すという意味で、大前提としてかえって地方公共団体間の財政の格差が拡大しないよう、適切な配慮が必要だというようなことが、必要かなというふうに思います。それから4番目のところで平成20年度の予算編成に当たっては、云々というのが最後の3行あたりにございまして、これも趣旨に全く賛成してございますので、これはもしあえてということでございますが、平成20年度の予算編成に当たっては云々ということでは、必要な交付税総額を確実に確保することと書いてありまして、必要な交付税総額というふうにいると、これは財務省とか国の財政当局の方は、これを根拠に切りに来るといふ感じがいたしますので、「必要な」はむしろって、前の第一期分権改革の時に、我々が手痛い思いをしたようなことがないように、平成20年度の予算編成にあたっては、税源の移動があったということによって、それを奇貨として卑しくも一般財源の総額が、かえって減らされることのないように、というような趣旨のことを盛り込んでおいた方が、先ほど溝口知事がおっしゃるような観点に見合うかなと、私もそういう思いがいたしておりますので、あえて一言提案させていただきました。

(会長) それでは、どうぞ。

(島根県知事) ふるさと納税に触れることは、けっこうで私もこういう伝統的な考え方と違う考え方が入ってくるというのはいいことだと思っています。それから、一般財源のところは、5対5は書いても書かなくてもどちらでもけっこうですが、お任せしますが、その3の2、その際のところには平井知事がおっしゃったように、要するに5対5にするにしても、それはやはり格差が拡大しないような形でしないといけない。それは特に一般財源のベースでそれをやらなければいけないということなので、そういう意味で、その際ということ強調されるということもけっこうでございます。先ほどの、そういう意味で基本は大賛成でバランスよく、地方の主張をよくおまとめになっていると思います。それを離れまして、先ほどの事務事業を移転した時に、これは、2のその際にのところに書いてありますが、一般財源として措置するということがはっきりと書いてあります。これもけっこうでございますが、そういうことを進めるためには何をしないといけないかというのを勉強する必要があるというのが、私の主張でありまして、それを早めに事務局といいますが、部長レベルといいますが、早い時期にそういう中国5県の研究の体制をつくるような案を出していただいて、集まらなくても議論して、決めることは可能ですから、それをこのアピールの附属とし

て、提案したいと思います。ここで決める必要はありませんが、知事会の藤田知事の方で、お考えいただいて、指示をしていただければと思います。

(会長) 早急に事務局で、各知事さんからいただいたご意見を含めて、整理をさせていただきたいと思いますが、二井知事さん、何かございませんでしょうか。この第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保について、緊急アピール案につきましては。

(山口県知事) 内容的には、今まで皆さんが言われたことに沿って、対応していただいているのではないかと思います。ふるさと納税についての私の意見ですが、税法上のそもそも論とか技術論がという課題があると思いますが、方向性としては、私は、ふるさと納税制度は歓迎すべき方向であるというふうに思います。ただ、今、一方で、第二期の地方分権改革を進めておるわけですから、これの一つだというふうに捉えられると、これは問題があるのではないかと思います。あくまでもこれは、地方分権改革の中の問題ではなくて、一つの、今、税源が非常に偏在していると、そのことに皆さんに注目をしてもらって、何とかしなければならぬということ、国民の皆さんに考えてもらわなければならない一つのステップとしては、考えられるのではないかと思いますから、このアピールの中に入れるにしても、さっき話がありましたように、なおというぐらいの感じで入れる話ではないかなというふうに思っています。それから、これは、内容の話ではないのですが、さっきから話がありますようにこれから、国の方の動きがどんどんありますから、これからもタイムリーに緊急アピールというのを出していかないといけないというのが出てくると思うのです。したがって、常に、後、一回しか、通例であれば知事会がありませんから、その間にこのような緊急アピールというものを出さないといけないというケースも出てくると思いますから、そのへんは、事務局も大変ご苦労があると思いますが、この一つのこの内容を基本にしながら、タイムリーにその時にあったような緊急アピールをぜひ、出す方向でまた各県に照会をしていただければ大変ありがたいなと思っています。以上です。

(会長) この案は、本日付になっていますが、早急に各県の意見を照会させていただいた上で、文案を取りまとめ、緊急アピールとして発信していきたいというふうに考えております。続きまして、高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保について、これは島根県の方からのご提案でございますけれども、ご説明をお願い申し上げます。

(島根県知事) アピールの原案はお配りしてある通りでございますが、中国地方の一体的な発展のためには、県境を超えた広域経済圏の形成でありますとか、都市間の交流、

促進が重要でありまして、そういう意味におきまして、高速道路のネットワークの早期完成が不可欠であります。実は、緊急アピールといたしておりますのは、今、国土形成計画が作成をされる予定でございますし、今年さらに道路整備の中期計画というのが作成されるわけございまして、特にこの中期計画におきまして、中国地方の真に必要な道路を明確に位置付けるということが必要になっているわけでございます。その上におきまして、緊急アピールとして、道路整備を着実に進めるための十分な道路整備財源の確保が必要だということを訴えたいというのが、この趣旨でございます。

(会長) この緊急アピールにつきまして、ご意見がございましたらお伺いをいたします。

(山口県知事) 趣旨に賛成をさせていただきます。特に山陰自動車道の関係については、山口県はほとんど予定路線ということになっていまして、部分的に今、萩と山口県の三隅の間の10数キロの中の一部が国の直轄事業で機能代替道路として今年度末に供用開始によろよくなるという程度ぐらいしか進んでいないという状況にあります。山口県だけで見ましても、陰陽の格差是正というのは、県政にとっても最大の課題です。鳥取、島根、山口と特に北部九州との関係ですね。このへんについては、しっかりとしたネットワークというものが、これから益々重要になってきますので、そういう意味ではぜひ、山陰自動車道の整備を早く進めていただきたいと思います。特に山口県の場合は、予定路線ということで、どういう整備手法で進めていくのかもまだ明らかになっていないという状況もありますから、ぜひこのことは強く特定道路財源も含めて、この要望に沿って、ぜひやっていくべきだと私も考えております。

(鳥取県知事) 今の緊急アピールに私も賛成です。山陰道について、あまりにも未事業区間が多いということございまして、ぜひこれに重点的に国の方も取り組むべきという主張をすべきだと思います。それから、中国地方はどうしても東西にものすごく長いものですが、縦軸と申しますか南北軸をきちんとするというのも必要でございます。島根と広島、そして、鳥取、岡山、兵庫と結ぶ横断自動車道もあるわけございまして、これも可及的速やかに事業化を地元でもきちんとやりますけれども、国の方もちゃんと措置をする、新直轄で措置をするということを求めるべきだと思います。

(岡山県知事) 案文に賛成でございます。

(会長) よろしゅうございますか。そもそも、道路特定財源、暫定税率でありますので、本来であれば、これの流用などは許さずに、真に必要な高速道路ネットワークの整備

推進に向けて、我々力を尽くしていかなければいけないのであらうと思っております。
それでは、特にご異論ございませんので、原案の通りでよろしゅうございますね。

(異議なし)

(会長) 次にポジティブリスト制度における一部残留農薬基準の見直し及び損失補てん制度の創設について、これは鳥取県からお願いいたします。

(鳥取県知事) これは、局所的な問題も入っておりますけれど、ただ、時間的に緊急性があるということで緊急アピールとして今、お願いをしてお諮りをするものでございます。国の方で、残留農薬の基準をつくりました。例えば、米とか、そうしたものについては、これこれという基準が個別に定められてきていますが、ただ、魚介類については、一律に0.01PPMというとても低いところで、いわば安全弁的に設定した統一的な見方になってしまっています。これは、突然導入をされて、それが適応されてきているものですから、それが例えば、私どもとか鳥根県さんとかしじみ、それが出荷できないという、そうした具体的な弊害を生じています。ですから、これは国の方でそうした残留農薬基準というものを設定して、それもしかまだ基準がまだできていない農薬の適応部分について、一律に低いところで設定するというルールをつくってしまったものですから、この弊害というものを指摘させていただいて、早急に適切な基準を設定すること、それから、しじみの問題解決について特に基準設定を早急に行っていただきたい。現在、出荷ができないという状態になっていまして、中には湖に入って行って、密漁する人が出てくるという不届きな輩が捕まったりしております。こんな状態ではとても本当の漁業者は、正当な収入を得ることができないものですから、そういう意味でセーフティーネットを国に対して、補償として求めるべきだというように考えております。そうしたことをもちろん、地元も一緒になってやる部分がございますが、アピールとして出していただきたいと思えます。

(会長) ただ今のご提案についてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

(鳥根県知事) 鳥根県も同じ立場でありますし、同じ考えでございますので、この提案に賛成でございます。私どもの方も、画一基準でありますとしじみなどの漁業関係者に大きな影響を及ぼすものですから、これまでも個別に陳情、説得等を行っておりますが、中国5県で、5県の知事の主張としてやることは大変ありがたいことでございます。よろしくお願い申し上げます。

(山口県知事) 食の安全、安心というのは大変重要な課題ですから、したがってできるだ

けきめ細かく、やはり基準はつくっていくべきだと私も思っていますから、今のよう
な国際基準というか、国の世界の方での基準というか、一律のものではなくて、やは
り細かくという意味で私の賛同させていただきます。

(岡山県知事) 賛同させていただきます。

(会長) よろしゅうございますか。それでは原案の通りとすることといたします。以上3
つの課題に関しまして一つは文言整理が必要でございますが、中国地方知事会からの
緊急アピールとして文言が整いしだい公表してまいりたいと考えております。また、
関係する省庁につきましては、提案県から、国会議員に対しまして、各県からご説明
いただきますようお願いを申し上げます。緊急アピールの取りまとめに際しましては、
各知事さんにご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、その他のテーマについて意見交換を進めさせていただきます。

島根県から、過疎地域自立促進特別措置法にかかわる新たな法律の制定についてお
話があるとうかがっておりますが、いかがでしょうか。

(島根県知事) ありがとうございます。この中山間地域の問題は、非常に深刻な状況にあ
るということは先ほどのこの報告にも明確に出たわけでございます。中山間地域
の大半は過疎地域でございます、この地域は重なっているわけでございます。これ
まで、過疎地域の自立促進のための特別法が議員立法で行われて、今、4次の立法の
もとにいろいろな措置がなされているわけです。平成21年度末に期限が切れるわけ
でございます。それまでに、4次の対策に続く法案の成立を議員立法でございますか
ら、国会議員の方々に働きかけ、それを全国知事会からもお願いすると、中国地方だ
けに限らず全国的な広がりを持つ問題でございますから、知事会として取り上げるよ
うに私どもから申し入れたいということでございます。最近特に、過疎地域の問題は
医療の問題でありますとか、あるいは限界集落といった問題、過去と様相をやや異に
しているわけございまして、はやめに対応する必要があるわけございまして、全
国知事会においてそのための検討組織を早く設けまして、一緒にどういう対策がいい
か研究していく、それから、関係の国会議員の方々、あるいは他の地方六団体にも、
働きかけていくと、これが、私どもの提案の趣旨でございますので、よろしく願い
申し上げます。

(会長) ただ今、溝口知事さんから、お話がございましたように、過疎法の期限切れを目
前にしまして、やはり強力に働きかけていく必要があるのではないかと考えています。
また、従来の過疎法、さらに合併特例債もそうですが、ハード事業が中心でありまし
て、ソフト事業、例えば、合併した小学校、中学校のスクールバスの費用をどうする

のかとか、そういったことについては、まったく救いの手が差し伸べられておりません。したがって、その地方交付税による措置率等、過疎法が延長になったところで無傷とは思えませんけれど、強力に推進していく必要があるのではないかと考えております。各県の知事さん、ご意見がありましたら、うかがわせていただきたいと存じます。はい、どうぞ。

(岡山県知事) 今、ご提案の趣旨にも賛同しますし、藤田会長の方でおっしゃった、例えばスクールバスのようなソフトの問題に今波及してきているのは市町村合併の実情とも関連して、大きな問題だと思います。そういう意味で、ここにございますように、検討して省への働きかけを国会議員などへ行うことに賛成します。

(山口県知事) これはこれとして賛成はしますが、ちょっと思いつきのようなところもありますが、今、過疎地域自立促進法とかあるわけです。さっき、藤田知事が言われたように、今の法律ではどの部分が不足しているのかということ、これは全国知事会の方で、全国組織を設置するということですから、国の全国知事会でも検討はしなければいけないと思いますが、我々、これを提案する以上は、我々の中で、どういう問題があるのか、そのへんを一方で議論をしていかなければいけないと思うのです。これ自体は、地方の方の提案になっていますから、内容的にどうなのかということ、やはり我々として、議論をしておくべきではないか。新しい法律ということになりますと、先ほど中山間地域の問題がありました、そのところで私も話をしましたが、中山間地域対策とこの過疎地域の対策と非常にだぶるところがありますからね。したがって、過疎地域の対策ということだけで捉えていいのか。全体的に中山間地域との整合性を図るとか、関連性を図るとかというようなことも含めて考えなければならない課題であるというような気がしますので、これはこれとして、要望しながら一方で、やはり現在の法律でいいのかどうかということ、5県の中国地方知事会の中で検討していくべきではないかなというふうに感じたところです。

(岡山県知事) 私も同様に感じておまして、この法律も今まで延長のたびに名前が変わってきておりますよね。振興法であったのが、活性化法になって、今、自立促進ということで、単に延長ではなくて、やはり過疎地域を今後どういう方向に持っていくのかという、それが非常に議論していかなければいけないし、これが今の大都市対地方の問題ではありませんが、やはり、国全体で国民から理解されるようなそういう過疎法でなければいけないと思うのです。都市部の方も含めて、そういった面で内容が今までと同じようなもので、単純延長ということではないと思うのです。今、本当に過疎地域に求められているもの、そして、どういうことをしたら、一番効果的なのかという政策をやはり我々が地方から提案する形で延長を求めていくというふうな、そ

うということでしっかりと中で議論をしていかないと単純延長ということでは、現在の国と地方を取り巻く大変厳しい状況の中でなかなか通らないのではないかと思います。まさに、先ほどの中山間地域の話のように、中国地方知事会が相当議論を深めていますから、その成果を踏まえた中身を伴う過疎法の延長ということをぜひ議論していきたいものだとこのように願っております。

(会長) それでは、提案県の島根県を中心に今後もさらに事務的に詳細に調整することとしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

(島根県知事) 5県で取り組むという、大変ありがたいことでありまして、どういう体制でやるか私の方で案をつくりまして、藤田会長の方にお送りいたします。それで、この場で議論するということにいたしましょう。国は国としてお願いをします。

(会長) 中国地方開発促進協議会まで、もう時間があまりないのですが、その他につきましても意見交換を行いたいと思いますので、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(会長) よろしゅうございませうか。時間が無いのですよね。それでは、一つだけ提案させていただきたいのですが、各県医師確保対策で大変ご苦労なさって、島根県さんはずいぶん早くから取り組まれて、実効をあげているとうかがっています。本県でもドクターバンクとか、奨学金制度とかつくっているのですが、奨学金制度の場合には時間がかかる、そこで、本県では本県出身の医師、例えば広島県であれば、広島大学の医学部、医局だけではなくて、出身している医師を何とか探し出して、ネットワーク化をして、地域医療に尽力を願えないかということで、そういう洗い出しをしようとしています。ところが、その一例として、そういったケースは、開業医のご子弟に多いのかもしれませんが、例えば中高一貫の進学校に通っておいて、高校受験の時に慶応高校を受けて、そのまま慶応大学の医学部に行くとか、そういったケースがかなりあります。そういったドクターを何とか見つけ出して、呼び戻すことはできないかというふうに考えているのですが、例えば、広島県の場合でいいますと、広島市とか福山市とか、けっこう大きな都市がありますので、例えば中山間地域とか島嶼部でそういった医療サービスを提供していただいて、その後は好きなところにとっても、その方のライフスタイルとかステージによって、実は違うのではないかと。温泉のある松江がいいとおっしゃるか、自分は魚が好きだから大島か浜田の方がいいとおっしゃるか、あるいは境港みたいなところに住んでみたいとおっしゃるか、様々なライフス

タイトルとステージによって、お好みが違うのだろうという気がして仕方がないのです。これは、メディカルドクターを今後、いかに獲得し、確保し、一定年限、中山間とか島嶼部地域で医療サービスをしていただいたあと、好きなところに行っていただく時には、5県連携でそういった事業を展開できれば、より実効が上がるのではないかと気がしていますので、これは直ちにどうこうということではないのですが、事務的に打ち合わせてさせていただいて、仮にご賛同いただければそういう制度を立ち上げさせていただければというふうに思っております。これはまた、事務的に事務レベルで検討させていただきますので、よろしく願いいたします。他に何かございませんでしょうか。

(鳥取県知事) 1点だけ、この中身の話ではなくて、先ほど石井知事からもご指摘がございましたように、もし、地方分権の関係とか、緊急にアピールを出すということで必要が本来は、この次は秋に鳥取県の方に来ていただいてというのを心待ちにいたしますけれど、例えば、夏の知事会の時に5県でちょっと集まって、お互いに意見交換をするとかいうことを状況によっては、柔軟に今年度はやっておくということを今年度は確認しておいたらどうかと思います。それは、必要に応じてそういうことも会長の方で、召集されるということであれば、みんなで集まりましょうということを確認しておいたらどうかという気がいたします。

(会長) それは、そのように取り計らわせていただけてよろしゅうございますね。さらに必要であれば文書照会で賛同いただければアピールを発信していく。機動的に運用していきたいと思っております。

あと、鳥取県の障害者自立支援法について、何か。

(鳥取県知事) 時間がとって、ちょっとあれなのですが、障害者自立支援法ですが、例えば、児童ディサービスとか、人口が大都市ほどないところでは、事実上成り立ち得ないような制度になりつつあるような状況もございます。ですから、そうした障害者の自立支援法の施行状況について、私どもでちょっと勉強する必要があるのではないかと問題意識を持っております。また、関係県といろいろ問い合わせをさせていただいたり、共同でアピールをとということをお秋にお願いをするかもしれませんが、その旨、ご承知いただければと思います。

(会長) 石井知事さん、鳥インフルエンザ

(岡山県知事) これも時間があればということだったのですが、鳥インフルエンザ対策につきまして、本県、先般、発生しまして、防疫対策等々でおかげさまで、その解除が

スムーズにできたわけですが、この経験を踏まえまして、我々としては、まず専門家による調査チーム、こういったものをとにかく常設してもらって、直ちに国の方からぱっと対応していただけるようなそういうことを要望すべきではないかと思ひますし、また、様々な効果的な対策をアドバイスしていただけるようなアドバイザーといった方々を養成しておくということも大変重要なのかなと、併せてこういうようになりますと財政的にも大変多額のことを支出を余儀なくされるということになりますから、国の方におかれましては十分な財政対策を鳥インフルエンザにかかります対策を講じてもらおうと、こういったことが大変重要な課題かなということで、教訓として今回そのように思っております、特に二井さんの方では、こういったことがあって、ご経験されているわけでありまして、なお、今回、私たちのこういう対策を講じるにつきまして、そのような認識を持ちましたので、今後、皆様方にもぜひそういったことを念頭においていただければと、このように思っておりますご紹介させていただきました。

(山口県知事) 今の鳥インフルエンザに関する事で、私のところは、3年前に79年ぶりに鳥インフルエンザが発生して一番最初だったものですから、大変苦労しました。その過程で感じたことは、この鳥インフルエンザ対策というのは、国の法定受託事務になっているわけですね。私のところで起きた時には、そういう認識は、僕はあまり国の方でなかったという気がしたのです。それで、いろいろ働きかけて、ようやく卵の補助金、2分の1とかいうことになりましたが、今回、宮崎のケースなんかを見ると、これは鳥肉の方の話になっていますから、全体的に補助制度をどうしたらいいのか、そして、その中で国の法定事務だと、受託事務だということをしっかり踏まえて対策を講じていただかないと、今は感染ルートもはっきりしていないという状況ですから、例えば、学校でも何羽か飼っている、家庭でも何羽か飼っている、そこに鳥インフルエンザが起きた時にどうなるのか。現に、3年前、私のところで起きて、大分で、家庭で飼っている鳥が、鳥インフルエンザになったと、そうすると業としている人たちにもものすごい影響が出てくるわけですから。やはり、きめ細かくこの対策は、ぜひ国の方でしていただかなければいけませんので、そのへんは別途また要望すべきことがあればしっかりと要望しなければいけないというふうに思っています。

(鳥取県知事) 一言だけ、それに賛成でございますし、実は、鳥取大学の中に、鳥由来人獣共通の感染症のセンターがございまして、これが鳥インフルエンザの權威の我が国のうちの一つになっています。ただ、残念ながら今の制度では、ここで確定検査と申しますか、診断ができないわけございまして、ずっとつくば市に持っていかなければならない。同じような能力を持っているのが、北海道にもございまして、私ども鳥取大学にもあるわけございまして、中国地方であれば、この鳥大のようなところを使えるように国の方で制度を改正してもらおうよう要望することも含めて検討して

いただければと思います。

(会長) それでは、そういったものを含めて、今回の提案書に取りまとめて、活動を行っていただければと思っております。二井知事さん、先ほど出ましたが、中山間地域とか耐震化の促進について。

(山口県知事) 中山間地域は、もう言いましたからいいです。耐震化の方は、国の方が一定の基準を設けていますが、なかなかその耐震化が進んでいないという状況にありますから、特に税法の関係が来年の3月でしたか、もう切れるということがありますから、今回の要望をまとめられる時に、耐震化問題についても触れてもらえればと思っておりますから、これは事務的にまた相談させていただきます。

(会長) 他にございませんでしょうか。それでは、予定しておりました時間もすでにきておまして、中開の方をお待たせしているのではないかと思います。これを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局長) ありがとうございました。本年度、第2回の中国地方知事会議は10月から11月頃を目途に鳥取県で開催する予定となっておりますが、先般、中国地方の整備局さんの方から、各県知事さんの方で構成する予定の国土形成計画の広域地方計画の協議会を秋の第2回中国地方知事会の機会にあわせて開催させていただけないかという依頼がまいって来ております。後日、中国地方整備局さんの方から、各県の担当の方へ意向確認などの連絡があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この後、4時40分頃からこの会場で中国地方開発促進協議会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。